

朝霞市地域保健福祉活動振興事業費補助金申請要領

1. 目 的

地域における保健福祉活動の振興を図るため、地域福祉の振興事業を実施している、または計画している各種民間団体に対しその事業費の一部を助成します。

2. 補助対象事業

1 在宅保健福祉等の普及及び向上に関する事業

- (1) 在宅介護者に対する介護技術の指導、講習及び情報提供
- (2) 地域の実情に応じた独自の在宅保健福祉サービス
- (3) 地域の実情に応じた先駆的な在宅保健福祉サービス
- (4) シルバーサービスの育成及び普及
- (5) 福祉公社等に対する出損及び助成
- (6) その他在宅保健福祉の普及及び向上に資する事業

2 健康づくり及び生きがいのづくりの推進に関する事業

- (1) 民間団体による健康講座、長寿社会フェスティバル、スポーツ大会等の開催等
- (2) 健康づくり及び生きがいのづくりマニュアルの作成等啓発普及
- (3) 地域の実情に応じた健康づくり及び生きがいのづくりに係る調査研究
- (4) 在宅高齢者の安全を守る事業
- (5) その他健康づくり及び生きがいのづくりの推進に資する事業

3 ボランティア活動の活性化に関する事業

- (1) ボランティア団体の資材費、啓発費等の活動費
- (2) ボランティア団体のネットワーク化のための事業
- (3) ボランティアに対する研修及び講習
- (4) ボランティア基金に対する出損及び助成
- (5) ボランティア活動の活発化に資する事業

*補助対象事業であっても、補助を受けようとする事業が専ら営利を目的とし、または特定の政治的、宗教的団体等を支援する事業。該当する事業は除きます。

3. 交付の対象となる団体

補助対象団体は、福祉関係団体等のうち、次に掲げる要件を備えたものとする。

- (1) 主な構成員が朝霞市民であること。
- (2) 主に朝霞市内で活動していること。
- (3) 朝霞市内に事務所を有すること。
- (4) 規約、会則等に基づき公正に運営されていること。
- (5) 民主的な方法で選出された代表者がいること。

4. 補助金額

補助金の額は、当該補助事業に要する経費から自己資金、その他の収入を差し引いた額とします。なお、予算の範囲内での補助となるため、申請額が全額補助される訳ではありません。

5. 補助対象経費

事業の実施に要する経費です。他の事業と共通する運営費や管理費（例：事務所の家賃や電話代、ガソリン代など）は原則として対象となりません。

申請された金額については、内容を審査した上で、補助対象経費を決定します。

○ 補助対象となる経費の例

項 目	補助対象となる経費の例
謝 金	講師、指導者等に会議出席へのお礼や活動協力へのお礼等 * 対象外:金券や菓子折り
旅 費	講師、指導者、補助者の活動場所までの交通費の実費等 * 対象外:参加者の交通費や宿泊費の実費等 (ガソリン代は事業に要した費用とそれ以外が明確に区分できないため原則対象外)
消耗品費	事業資料、パンフレット、ポスター等の用紙代、材料代等
印刷製本費	事業資料、パンフレット、広報ポスター等のコピー費や冊子作成のための印刷製本費等
食 料 費	事業を実施するにあたり必要不可欠と認められる食品材料費 * 対象外:会議及び講演会等の茶菓代、飲食費(講師等の水分補給に必要な飲み物代は対象)
通信運搬費	事業資料、備品等を送付するための切手代や物品宅配便料等 * 対象外:通常時の団体運営に関する通信費
保 険 料	行事保険、講師・指導者が加入する損害賠償保険等 * 対象外:参加者の個別の障害保険料
使用料および賃借料	会議室、施設、機具等の使用料やバス、船等の借り上げ料 * 対象外:団体が拠点としている施設等の使用料及び借り上げ料
備品購入費	事業実施するにあたり必要不可欠と認められるもので、管理責任者を明確にしたもの * 対象外:管理責任者が不明確であるもの

6. 申請方法

提出方法 福祉部福祉相談課地域福祉係へ提出

申請締め切り 4月30日（水）

提出書類

- ・地域保健福祉活動振興事業費補助金交付申請書（様式第1号）
- ・実施計画書（様式第2号）
- ・収支予算書（様式第3号）

添付書類

- ・規約、会則、名簿等
- ・参考資料（会報、総会資料、事業のパンフレットなど活動内容の分かるもの）

7. 実績報告

補助事業が完了したときまたは補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに次の書類を提出してください。

提出書類

- ・地域保健福祉活動振興事業費補助事業実績報告書（様式第5号）
- ・実施報告書（様式第6号）
- ・収支決算書（様式第7号）
- ・その他市長が必要と認めた書類

8. 提出先及び問合せ先

福祉部福祉相談課地域福祉係（朝霞市役所1階15番窓口）

（土曜、日曜、祝日及び市の休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

〒351-8501

朝霞市本町1丁目1番1号

電話 （代表）048-463-1111 内線2654

（直通）048-463-1594

FAX 048-463-1025

Eメールアドレス fukusi@city.asaka.lg.jp